



島根大学 外国人研究者

受入教員向け 各種手続ガイド

島根大学
企画部国際交流課
2017年度

連絡先:

TEL: 0852-32-9735 (内線 2072)

FAX: 0852-32-6481 (内線 2075)

Email: ied-koryu@office.shimane-u.ac.jp

目次

はじめに

1. 「島根大学外国人研究者」とは.....	1
2. 外国人研究者の受入にあたって.....	
3. 島根大学外国人研究者 受入手続き 一覧表.....	2
4. 島根大学外国人研究者 受入期間別の手続き.....	
・短期滞在(90日以内)の場合.....	3
・長期滞在(91日以上)の場合.....	4

Step1 :外国人研究者の受入

1. 「島根大学外国人研究者」の申請手続きについて.....	5
--------------------------------	---

Step2 :外国人研究者の入国にかかる準備

1. 入国管理の基礎知識.....	6
(1)在留資格とは？.....	
(2)ビザ(Visa)とは？.....	
(3)在留資格認定証明書(Certificate of Eligibility)とは？.....	
(4)ビザなしで入国できる国もある？.....	
2. ビザ申請と在留資格認定証明書申請.....	
(1)ビザ(Visa)申請.....	7
・短期滞在(90日以内)のビザ申請.....	8
・長期滞在(91日以上)のビザ申請.....	9
(2)在留資格認定証明書(Certificate of Eligibility)の申請.....	10
(3)本邦滞在中の外国人研究者の在留資格変更・在留期間更新の申請.....	
3. 宿舎について.....	11

Step3 :外国人研究者の滞在中の手続き

1. 在留カードについて.....	12
2. 滞在中に行う手続きについて.....	13
・短期滞在(90日以内)の場合.....	13
・長期滞在(91日以上)の場合.....	14

《資料》

(資料1)「島根大学外国人研究者」の受入にかかる留意事項.....	15
(資料2)島根大学外国人研究者規則.....	16

《各種様式》

外国人研究者受入承認申請書(別紙様式第1号)及び履歴書・調査票.....	
外国人研究者の受入期間延長について(申請)(別紙様式第2号(第4条関係)).....	
外国人研究者の受入終了について(報告)(別紙様式第3号(第9条関係)).....	
外国人研究者の受入期間変更について(申請)(様式).....	
証明書発行について(申請)(様式).....	

はじめに

1.「島根大学外国人研究者」とは

島根大学外国人研究者とは、「島根大学外国人研究者規則」に従い、本学の研究者と協力・共同し学術研究を行うために、ある一定期間(1月以上1年以内)本学を訪問する外国の研究者を指します。

外国人研究者とは、それぞれの経費により本学に滞在をするもので、**島根大学が雇用する研究者ではありません。**

外国人研究者の要件

1. 政府間協定の交流事業に基づく外国人研究者
2. 外国の大学、研究所その他外国の研究機関と本学との交流協定等に基づく外国人研究者
3. 独立行政法人日本学術振興会等の公的機関の交流事業に基づく外国人研究者
4. 本学における学術研究の国際交流を推進するうえで適当な外国人研究者

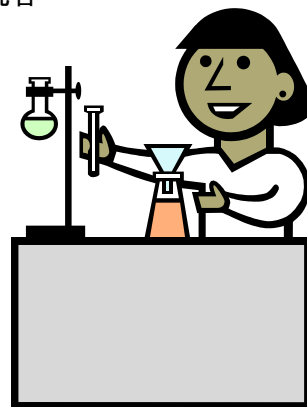
以上のいずれかを満たし、

- ・本学の教授、准教授、講師、助教若しくは助手に相当する身分を有する者
- ・上記の身分に相当する研究業績を有する者

のいずれかの方である必要があります。

受入教員の要件

学部、研究科、医学部附属病院及び学内共同教育研究施設に所属する教員



2.外国人研究者の受入れにあたって

正式に島根大学外国人研究者の身分を有することで、以下のようなメリットがあります。



- 学内の研究教育施設(附属図書館、学内宿泊施設等)の利用等の便宜
- 学内インターネット等の利用等の便宜
- 受入についての証明書発行

外国人研究者を1か月以上1年以内で受入れる際には、「外国人研究者受入承認申請書(別紙様式第1号)」にて申請を行って下さい。

受入が1ヶ月を満たない場合は、申請の必要はありませんが、前述の利用等ができません。学内施設等の利用を希望される場合は、受入期間が1ヶ月未満であっても申請を行って下さい。



注意

外国人研究者を受入れる場合には、「島根大学外国人研究者規則」によるほか、下記の事項について十分ご留意下さい。

- 外国人研究者は、日本国法律に従うこと。
- 外国人研究者として研究に従事するために滞在することが目的であること。
- アルバイト等の活動は原則行わないこと。
- 滞在中の必要経費等を本人等が責任を持って支弁できる環境であること。

受入教員は外国人研究者の研究活動及び生活全般に関して、実用把握・サポートに努めていただきますようお願いいたします。

はじめに

3. 島根大学外国人研究者 受入手続き 一覧表

下の表は、全ての外国人研究者に共通する受入手続きの一覧を示しています。

次ページで、受入期間別(短期滞在(90日以内)／長期滞在(91日以上))に説明します。

本ガイドにおいて、短期滞在は緑、長期滞在はオレンジで色分けしています。

	手続きの内容	90日以内	91日以上
1	島根大学外国人研究者の身分の取得	<ul style="list-style-type: none">・1ヶ月以上は必須・1ヶ月未満は不要 (1ヶ月未満でも、必要あれば申請の上取得可能)	必要
2	ビザの取得	ビザ免除国以外の国は必要	全員必要
3	宿舍の手配	10日(土日祝除く)以上1年未満の滞在なら島根大学国際交流会館の入居申請可能	
4	滞在中	必要あればインターネット・図書館の利用申込み	市役所：住居地の届出国保に加入 年金に加入 銀行：口座開設 学内：必要あればインターネット・図書館の利用申込み
5	帰国前	なし	市役所：転出の届出国保の解除 年金の脱退
6	帰国後	大学に受入終了の報告	

◎短期滞在(90日以内)の場合◎

✓ 外国人研究者の来日までの手続き

- 島根大学外国人研究者の身分取得 > Step 1 (p.5)

時期: 受入の2~3ヶ月前までに

To Do: 『外国人研究者受入承認申請書(様式1号)』等を所属部局総務へ提出。
審議・決済後、受入許可通知が発行されます。

※ 滞在期間が1ヶ月以上の場合は必ずこの手続きが必要です。

- ビザ(Visa)取得の有無確認 > Step 2 (p.6,7,8)

時期: 受入の1~2ヶ月前頃までに

To Do: 外国人研究者の国籍がビザ免除国以外の場合、ビザ申請が必要。
(主に短期滞在ビザ。短期滞在ビザの要件に合わない活動をする場合は、その活動に適したビザ)。外務省のHPを参照。⇒ Click [外務省 ビザ・日本滞在](#)
ビザの申請は外国人研究者が自国で行いますが、必要書類の一部は受入教員と受入機関が準備し、外国人研究者に送付します。

- 宿舍の手配等 > Step 2 (p.11)

時期: 受入の1~2ヶ月前頃

To Do: ◇島根大学国際交流会館)を利用 ⇒ 国際交流課へ申請書を提出
◇民間のアパートやホテルの手配⇒受入教員が手配

※ビザ申請の際に宿泊先の住所・名称が必要となる場合がありますので、予め準備をしておく必要があります。

✓ 外国人研究者の滞在中の手続き

- インターネット, 図書館の利用 > Step 3 (p.13)

インターネットは総合情報処理センターで、図書館利用証は図書館カウンターで申請。
(受入決定通知の写しが必要)

- その他

・学振等の事業で来日している場合は、報告書等を随時提出。
・住居における各種費用の精算は、余裕を持って管理人等にご相談下さい。

✓ 外国人研究者の帰国後の手続き

- 受入終了報告書の提出 > Step 3 (p.13)

時期: 外国人研究者の帰国後速やかに

To Do: 『外国人研究者受入終了書(様式3号)』を国際交流課へ提出して下さい。

◎長期滞在(91日以上)の場合◎

外国人研究者の来日までの手続き

- 島根大学外国人研究者の身分取得 > Step 1 (p.5)
時期: 受入の3ヶ月前までに
『外国人研究者受入承認申請書(様式1号)』等を所属部局総務へ提出。
審議・決済後、受入許可通知が発行されます。
- ビザ(Visa)申請手続き > Step 2 (p.6,7,9,10)
時期: 受入の2~3ヶ月前までに
ビザの申請は外国人研究者が自国で行いますが、必要書類の一部は受入教員と受入機関が準備し、外国人研究者に送付します。
- 宿舎の手配等 > Step 2 (p.11)
時期: 受入の1~2ヶ月前頃
◇島根大学国際交流会館を利用 ⇒ 国際交流課へ申請書を提出
◇民間のアパートやホテル⇒受入教員が手配
※ビザ申請の際に宿泊先の住所・名称が必要となる場合がありますので、予め準備をしておく必要があります。

外国人研究者の滞在中の手続き

- 市役所にて > Step 3 (p.14)
時期: 住居地を定めてから14日以内(在留カード持参の事)
住居地の届け出
国民健康保険への加入
国民年金への加入(全額免除申請が可能。詳しくは市役所にてお尋ね下さい)
- インターネット, 図書館の利用
インターネットは総合情報処理センターで、図書館利用証は図書館カウンターで申請。
(受入決定通知の写しが必要)
- その他
・銀行口座の開設
・学振等の事業で来日している場合は、報告書等を随時提出。

外国人研究者の帰国前の手続き

- 市役所にて > Step 3 (p.14)
時期: 帰国予定日のおよそ2週間前
転出, 国民健康保険解除, 国民年金脱退の手続き
- その他
銀行口座の廃止(必要あれば)
国際交流会館その他住居における各種費用の精算

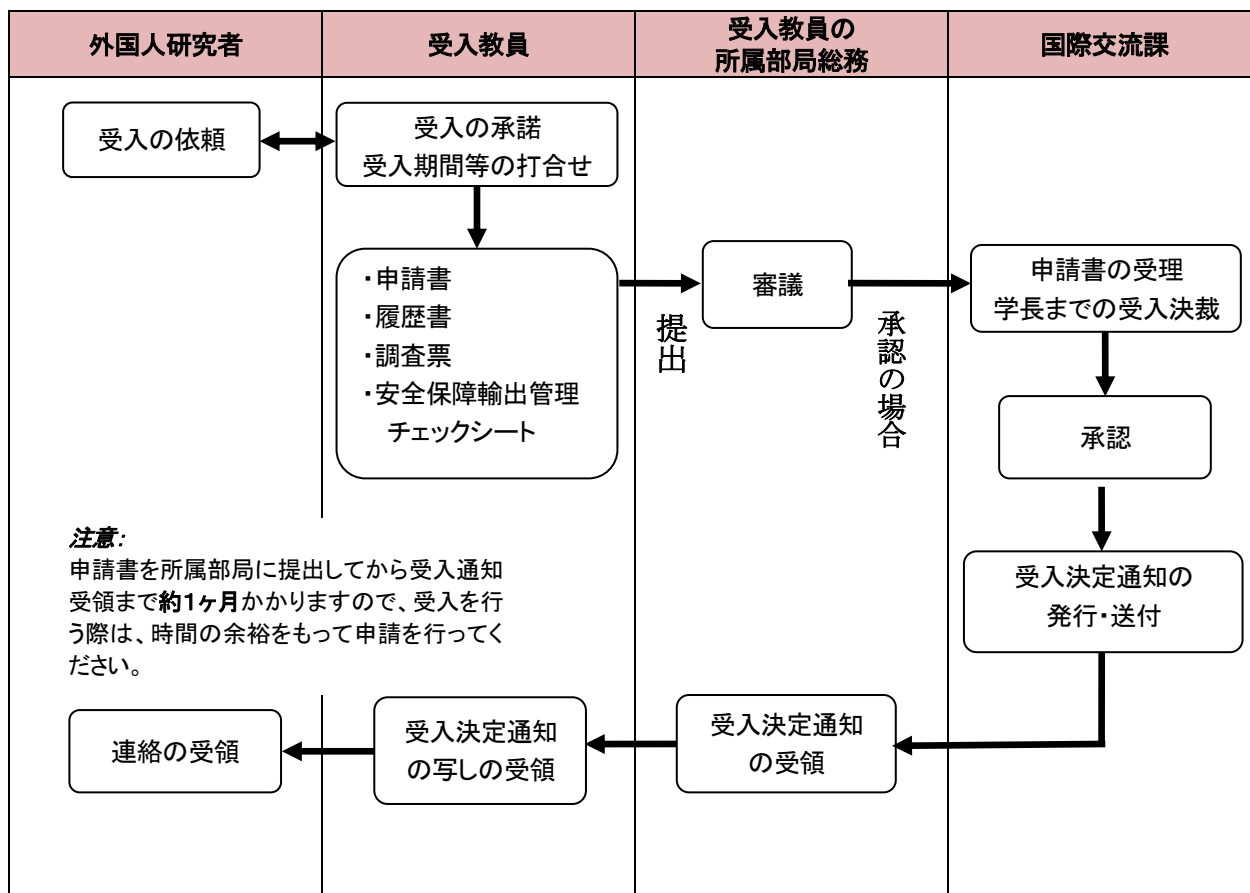
外国人研究者の帰国後の手続き

- 受入終了報告書の提出 > Step 3 (p.14)
時期: 外国人研究者の帰国後速やかに
『外国人研究者受入終了書(様式3号)』を国際交流課へ提出して下さい。

Step 1: 外国人研究者の受入

1. 「島根大学外国人研究者」の申請手続きについて

『島根大学外国人研究者』として島根大学で受入を行う場合は手続きが必要です。



◇申請に必要な書類

- ①「外国人研究者受入承認申請書」(別紙様式第1号)
- ②「外国人研究者」候補者の履歴書, 調査票
- ③「安全保障輸出管理事前確認届(外国人研究者受入)チェックシート」
※滞在費支弁を証する文書の提出をお願いすることもあります。
上記様式は国際交流センターHPでダウンロードできます。



■受入に係るその他の手続き

* 各種様式は国際交流センターHPでダウンロードできます。

受入期間を
変更したい

※**受入前**に行う手続きです

決定した受入期間をやむを得ず**変更する場合は**「外国人研究者受入期間変更申請書(様式)」により申請し、再承認を得る必要があります。

受入期間を
延長したい

※**受入後**に行う手続きです

決定した受入期間をやむを得ず**延長する場合は**「外国人研究者受入期間延長申請書(様式2号)」により申請し、再承認を得る必要があります。

受入証明書を
発行してほしい

公的機関や外国人研究者の所属機関等に本学の受入証明書・在籍証明書を提出する必要がある場合は「受入証明発行申請書(様式)」にて申請して下さい。

受入終了について

受入教員は、「島根大学外国人研究者規則」に基づき、外国人研究者の受入期間終了後、「外国人研究者の受入終了について(報告)(別紙様式第3号)」により、学長に受入れ報告書を提出して下さい。

Step 2: 外国人研究者の入国にかかる準備

1. 入国管理の基礎知識

(1) 在留資格とは？

在留資格とは、外国人が日本に入国・在留して行うことのできる活動を類型化したもので、現在は計27種類の在留資格が定められています。

日本に在留する外国人＝全員が一人一つの「在留資格」

≪在留資格の一覧≫

外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能、技能実習、文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在、特定活動、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

外国人は、「在留資格」で定められた期間、在留資格に該当する活動を行うことができますが、在留資格を有さない場合や、認められた活動以外の活動を行うことはできません。

(2) ビザ(Visa)とは？【所管官庁:外務省】

ビザは、上陸申請のための要件かつ上陸審査における上陸許可の判断材料となるものです。日本へ入国しようとする外国人は、本国政府から有効な旅券(パスポート)の発給を受け、その旅券に日本大使館・総領事館(在外公館)で予めビザを取得した上で来日しなければなりません。

- ・ 外務省の在外公館でのみ発給されるもので、**来日する外国人研究者本人が申請を行います。**
- ・ ビザは、旅券(パスポート)が有効であるという「確認」と、ビザに記載された条件により入国することに支障がないという「推薦」の意味を持っています。

(3) 在留資格認定証明書(Certificate of Eligibility)とは？【所管官庁:法務省】

※在留資格認定証明書の申請については10ページをご覧ください。

ビザ発給などの入国審査手続を迅速化・効率化するために法務大臣が事前に交付する証明書をいいます。

- ・ ビザ発給に先立ち、その外国人の行おうとする活動が在留資格に該当することを証明するものです。なお、「短期滞在」の在留資格は、在留資格認定証明書制度の対象外です。
- ・ 在留資格認定証明書は、ビザ取得のための**事前審査**であり、在外公館でのビザ発給までの時間や、入国審査における手続きが簡易で迅速に行われます。
- ・ 入国管理局において申請に問題や疑義があると判断された場合には、交付されないこともあります。

(4) ビザなしで来日できる国・地域もある？(「短期滞在」のビザ)【所管官庁:外務省】

報酬を得る活動を行わない短期の滞在(商用、会議、観光、親族・知人訪問等)のうち、ビザ免除国・地域からの来訪者については、在外公館でビザを申請することなく、上陸申請を行うことができます。

- ・ 日本は、67の国・地域との間にビザ免除措置を実施しています(2014年12月現在)。例えば、日本人が海外旅行に行く際に多くの国でビザの手続きを必要とされないのは、この制度が適用されているからです。
- ・ **ビザを得ずに入国が許可された場合でも、在留資格がないということではありません。**入国時に「短期滞在」という在留資格が認められた結果、上陸を許可されているのです(パスポートにも「短期滞在」の印またはシールは貼られます)。この点は誤解しないようにしましょう。

Step 2: 外国人研究者の入国にかかる準備

2. ビザ申請と在留資格認定証明書申請

(1) ビザ(Visa)申請

ビザ申請は、代理人が日本国内で手続きする制度ではなく、外国人研究者が在外公館で直接行わなければならない。ただし、申請手続きの際に必要な書類の中には、大学が発行、又は本人の代理で関係機関に申請して発行を受けて本人へ送らなければならないものがあります。

ビザ申請の際に必要な書類は在留資格によって異なり、その資格は「**短期滞在**」と「**それ以外の在留資格**」に大別されます。本学が受け入れる外国人研究者の在留資格は以下の表に示してありますので、該当する資格を確認して下さい。



島根大学外国人研究者によくある在留資格の種類

在留資格	日本で行うことができる活動
短期滞在	滞在期間は90日以内で、日本におけるシンポジウム、講演等への参加活動、短期研究のための滞在(報酬は受けない)
教授	主に日本学術振興会の事業により来日し、島根大学にて受入教員と共同研究する
文化活動	収入を伴わずに本学で研究・教育などを行う活動
家族滞在	教授、文化活動の在留資格を持つ者の扶養を受ける家族の日常的な活動

※来日する外国人研究者にどの在留資格が適用されるか分からない場合は、国際交流課までご相談いただくか、入国管理局にお問い合わせ下さい。

※上の表は一般的な例ですが、報酬・活動などにより在留資格が変わる場合があります。

※大学で雇用する外国人の在留資格についてはこの限りではありません。

ビザの取得までに、数ヶ月の日時を要する場合がありますので、十分な余裕をもって申請するようご指導下さい。また、ビザ発給後、定められた期間内(3か月)に入国しない場合そのビザが無効になりますのでご注意ください。

Step 2: 外国人研究者の入国にかかる準備

短期滞在(90日以内)のビザ申請

短期滞在のビザ申請を行う前に、まず、外国人研究者の国籍がビザ免除国・地域かどうかを確認します。

● ビザ免除国・地域の場合

入国の際にビザを必要としません。(ただし、90日以内の滞在であっても報酬を受ける活動をする場合は、その活動に適したビザが必要) ビザ免除国・地域については、外務省の HP でご確認ください。

⇒Click [ビザ免除国・地域](#)

● ビザ免除国・地域以外の場合

短期滞在ビザが必要です。(ただし、90日以内の滞在であっても報酬を受ける活動をする場合は、その活動に適したビザが必要です。) 申請方法については、外国人研究者の国籍によって多少違いがありますので、ここでは一般的な手続き方法について説明します。

◎短期滞在ビザ手続きチャート



※ビザの申請を行う際には、必ず外国人研究者自身が在外公館にて申請手続方法を確認いただきますようご指導願います。

※国籍別の申請方法については、外務省の HP をご参照下さい。 ⇒Click [外務省 ビザ・日本滞在](#)

Step 2: 外国人研究者の入国にかかる準備

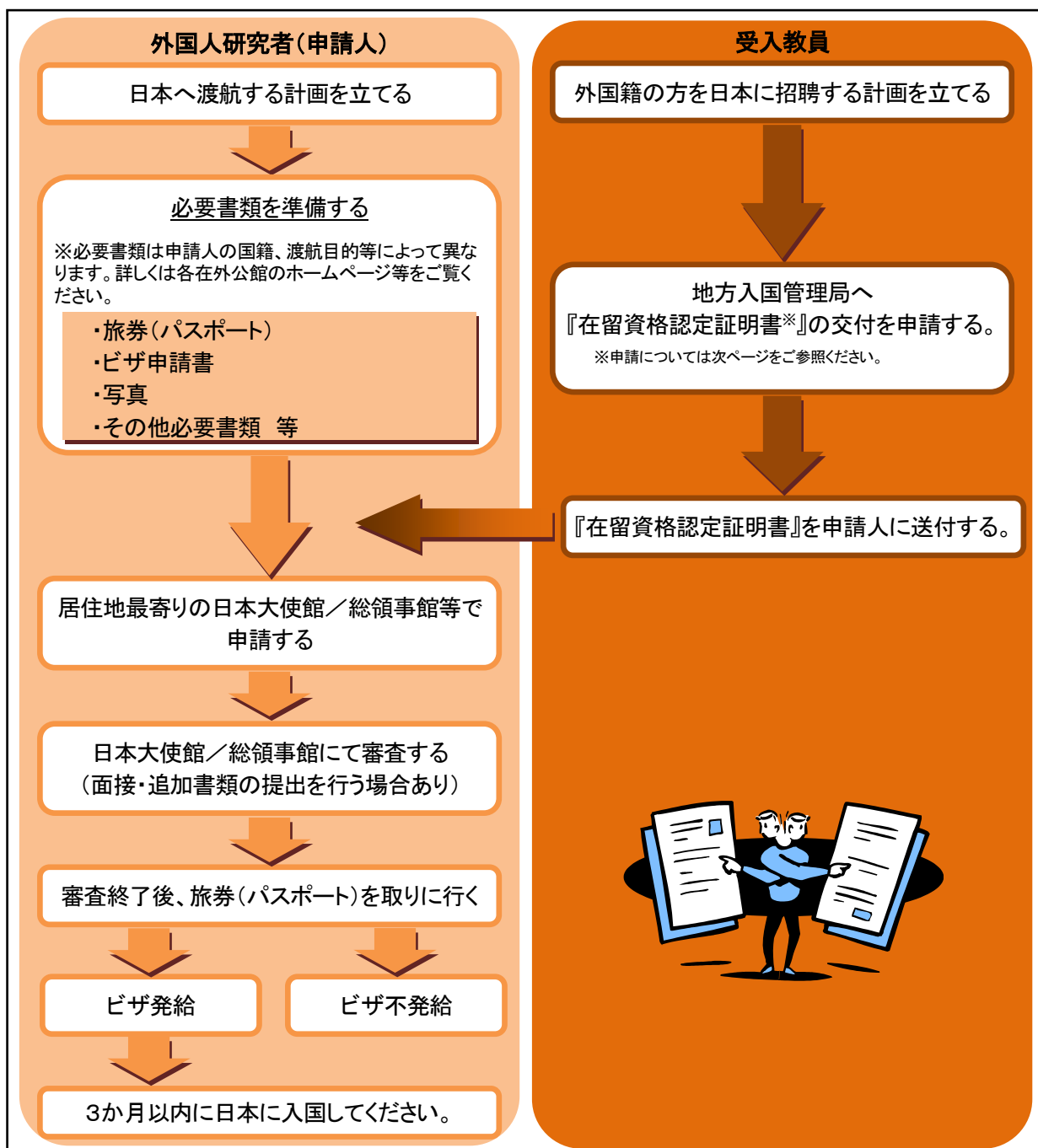
長期滞在(91日以上)のビザ申請

島根大学外国人研究者の身分にて長期間(91日以上)在留する場合は、以下のいずれかの在留資格を取得することになります。

- ◇ 教授：日本学術振興会の外国人特別研究員、外国人招へい研究者事業により来日する場合
- ◇ 文化活動：日本学術振興会の事業以外で来日する場合
- ◇ 家族滞在：『教授』、『文化活動』の在留資格取得者の扶養を受ける家族が来日する場合

在留資格については、入国に際し、最終的に入国管理局が決定するので、その決定に従う必要があります。

◎長期滞在ビザ手続きチャート



※ビザの申請を行う際には、必ず外国人研究者自身が在外公館にて申請手続方法を確認いただきますようご指導願います。

Step 2: 外国人研究者の入国にかかる準備

(2) 在留資格認定証明書(Certificate of Eligibility)の申請

在留資格認定証明書とは、日本に入国しようとする外国人の方が日本で行おうとする活動について、それが虚偽のものでなく、かつ、入国管理法で定められた在留資格のいずれかに該当する活動であることを、法務大臣があらかじめ証明した文書のことです。

長期滞在目的での入国を希望する場合には、通常、受入教員等が日本国内の入国管理局で在留資格認定証明書交付申請手続きを行い、この証明書を取得して外国人研究者に送付した後、外国人研究者が在外公館(日本大使館・総領事館等)でビザ申請を行います。入国を希望する外国人の方が、ビザ申請のときに在留資格認定証明書を提示することにより、「あらかじめ日本で審査した結果、法務大臣により適合性をすでに認定されている者」であることが明らかになり、短期間でビザが発給されるようになるのです。

在留資格認定証明書を取得せずに、直接在外公館にビザ申請することも可能ですが、ビザが発給されるまでに膨大な時間がかかってしまいますし、ビザが発給されない場合もあります。在留資格認定証明書を取得した場合、取得していない場合のメリット・デメリットについては、下記の表をご参照下さい。

在留資格認定証明書がある場合	在留資格認定証明書がない場合
・短期間でビザが発給されます ・日本到着後の上陸審査が短時間で済みます	・ビザ発給のための審査に長期間かかります ・日本到着後の上陸審査に長時間かかります

在留資格認定証明書(Certificate of Eligibility)の申請に必要な書類

※申請案件により入国管理局において必要な書類は異なる場合がありますので、ご注意下さい。

1. 在留資格認定証明書交付申請書 [申請人等作成用、所属機関等作成用] 1部
※所属機関等作成用の書類は国際交流課で発行します。
2. 外国人研究者の写真(縦4cm×横3cm) 1葉
3. 380円分の切手(簡易書留用)を貼付した返信用封筒 1通
4. 「外国人研究者の受入れについて(通知)」の写し(島根大学外国人研究者受入決定通知のこと) 1部
5. 学歴、職歴及び活動に係る経歴を証する文書 1部
(『外国人研究者受入承認申請書』に添付した履歴書及び調査票、等)
6. 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書 1部
7. 旅券(パスポート)の写し 1部

(3) 本邦滞在中の外国人研究者の在留資格変更・在留期間更新の申請

本邦滞在中の外国人研究者が、活動を変更する場合は在留資格変更、滞在期間を延長する場合在留期間更新の申請を行う必要があります。広島地方入国管理局松江出張所に申請書類をご提出下さい(手数料: 4,000円・収入印紙で納入のこと)。

必要書類

申請書、パスポート、在留カード、身分を証明する文書(島根大学外国人研究者受入決定通知の写し又は延長決定通知の写し)

※各種手続きについては、必ず最新の情報を入国管理局のホームページ等で確認して下さい。

広島地方入国管理局 松江出張所

〒690-0841 松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 4階
TEL : 0852-21-3834
FAX : 0852-21-5864
URL : <http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-1.html>



Step 2: 外国人研究者の入国にかかる準備

3. 宿舎について

宿舎については、外国人研究者と相談の上、受入教員が手配して下さい。

なお、「島根大学外国人研究者」は、以下の大学の宿舎の利用ができますが、戸数や入居期間が限られておりますので、学外の宿舎についても併せてご検討下さい。満室の場合は、受入教員がホテル・アパート等を手配して下さい。

* 松江キャンパス

・島根大学国際交流会館(松江市菅田町 320 番地)

TEL: 0852-25-9530

Office Hour: 9:30~16:30

	戸数	使用料(月額)
単身用(1K)	2	8,100 円
夫婦用(2K)	2	12,900 円

※別途、管理費、水道光熱費等がかかります。

【入居期間】10日(平日)以上1年未満

【お問い合わせ】 国際交流課(内線: (9)2072)



国際交流センターのホームページに詳細を載せています。
URL: <http://kokusai.shimane-u.ac.jp/kenkyusya/shukusha/>

* 出雲キャンパス

・島根大学国際交流会館(出雲キャンパス内)、天神分室(島根県出雲市天神町233-4)

	戸数	使用料(月額)
単身室	8	8,700 円・11,400 円/18,600 円
夫婦室	3	21,300 円
家族室	6	33,900 円
家族室(天神分室)	15	33,900 円

※戸数は、留学生用と含めての戸数。

【お問い合わせ】 医学部 学務課 大学院・留学生係(内線: (9)2086)



・医学部会館(出雲キャンパス内)

部屋の種類	戸数	賃料(日割)	備考
単身用 洋室	3室程度	1,260 円~2,090 円	使用時期により賃料は異なる。 一週間以上の宿泊の場合は 315 円引き
2人用 洋室	1	1,680 円~2,930 円	
和室	1	1,155 円~2,240 円	

【お問い合わせ】 医学部 会計課施設管理室施設管理係(内線(9)2053)

Step 3: 外国人研究者の滞在中の手続き

1. 在留カードについて

2012年7月9日にそれまでの外国人登録制度が廃止され、新たに在留管理制度がスタートしました。

新しい在留管理制度の対象となるのは、入管法上の在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人(以下「中長期在留者」といいます。)のみで、滞在期間90日以内の短期滞在者は対象になりません。

中長期在留者は、**成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港**から入国された場合、入国審査の際に旅券に上陸許可の証印をするとともに、在留カードが交付されます。

■「在留カード」はどういうカード？

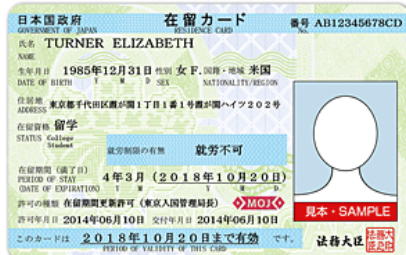
在留カードには上陸許可や、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可事項が記載されています。

また、これまでの『外国人登録証明証』はなくなりますが、現在外国人登録証明証をお持ちの方は、一定の期間その外国人登録証明書¹を在留カードとして使用できます。

成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港以外の空港から入国された方については、旅券に上陸許可の証印をされ、その近くに下記のように記載されます。

この場合には、中長期在留者の方が市区町村の窓口に住居地の届出をした後に、10日程度で届け出てください。届出された住居地に在留カードが届くように送られます(原則として、地方入国管理官署から当該住居地に郵送されます)。

(カード表面)



カードの形状及び寸法は、現在の外国人登録証明書や運転免許証と同じです



在留カード後日交付
日本国入国審査官



下記のような手続きを行う場合は、最寄りの入国管理局へ出向いて手続きを行って下さい。

- ▶ 氏名、生年月日、性別、国籍・地域の変更
- ▶ 在留カードの有効期間更新申請
- ▶ 在留カードの再交付申請
- ▶ 所属機関・配偶者に関する届出

原則として、届出・申請がなされた日に、新しい在留カードが交付されます。



短期滞在者の入国について

短期滞在者の入国については、これまでどおり入国の際に旅券等に上陸許可の証印(証印シールの貼付)が行われます。

また、新しい在留管理制度においては、短期滞在者は住居地の届出義務がありませんので、市町村に届け出る(住民登録)必要はありません。

国民健康保険、国民年金には加入できません。

Step 3: 外国人研究者の滞在中の手続き

2.滞在中に行う手続きについて

短期滞在(90日以内)の場合

■ 入国の手続き

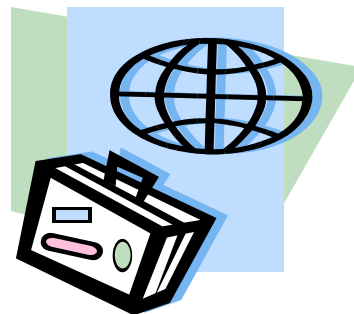


- 入国の審査、上陸許可

■ 大学での手続き



- 特にありません
- 島根大学外国人研究者の身分を取得している場合、
学内でのインターネット利用、図書館利用ができます。
 - インターネットは総合情報処理センターで、図書館利用証は図書館カウンターで申し込みます。
島根大学外国人研究者受入通知の写しを提示する必要があります。外国人研究者が日本語が分からない場合、受入教員が付添って申請して下さい。
- 学振等の事業で来日している場合は、報告書等期限を守って提出して下さい。



■ 市町村での手続



- 特にありません

■ 帰国前・帰国後の手続き

- 外国人研究者受入終了についての報告
 - ・「外国人研究者の受入終了について(報告)(別紙様式第3号)」を国際交流課へご提出下さい。
- 住居の各種費用の精算は、日にちに余裕を持って管理人等にご相談下さい。
トラブルの無いよう、清掃して退去するようご指導下さい。

Step 3: 外国人研究者の滞在中の手続き

長期滞在(91日以上)の場合

■ 入国の手続き

○入国の審査、在留カードの交付

※成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港以外の空海港から入国された方は、住所の届出が完了した後に、郵送にて在留カードを取得

■ 大学での手続き

○学内でのインターネット利用、図書館利用ができます。

インターネットは総合情報処理センターで、図書館利用証は図書館カウンターで申し込みます。
島根大学外国人研究者受入通知の写しを提示する必要があります。外国人研究者が日本語が分からない場合、受入教員が付添って申込んで下さい。

○学振等の事業で来日している場合は、報告書等期限を守って提出して下さい。

■ 市町村での手続

○住民登録(住所の届出)

※中長期在留者が住所を定めた場合、住所を定めてから14日以内に届出が必要です。(なお、滞在中に市内で転居した場合にも、住所を定めてから14日以内に届出が必要です。)

○国民健康保険及び国民年金への加入手続き

- ・国民健康保険：住民登録をした外国人は、国民健康保険に加入する必要があります。加入すると、病気やけがの際に医療費の3割負担で診察を受けることができます。
- ・国民年金：日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の人は国籍に係わらず加入しなければなりません。保険料免除制度により保険料が全額免除になる場合がありますので、免除申請については市役所又は日本年金機構にご相談下さい。

■ 銀行での手続

銀行口座を開設する際には、在留カード、パスポート等の提示が求められます。在留カードが手元に届いていない場合は、市役所で住民票を取得し、口座を開設することが可能です。

★受入期間の変更等について

島根大学外国人研究者受入決定通知の記載内容に変更が生じる場合(受入期間の変更等)は、事前に国際交流課へご相談下さい。

■ 帰国前・帰国後の手続き

○市町村での手続き(必須)

- ・転出の届出(帰国日より2週間前から手続き可能)
- ・国民健康保険及び国民年金の脱退手続

※これらの手続きは必ず行っていただくようご指導願います。脱退手続が行われないと、国民健康保険料及び国民年金保険料の請求が帰国後も市役所から届くこととなります。

○在留カードについて

- ・在留カードは出国の際に空港で回収されます。それまでは常に携帯して下さい。

○外国人研究者受入終了についての報告

- ・「外国人研究者の受入終了について(報告)(別紙様式第3号)」を国際交流課へご提出下さい。

○住居

- ・各種費用の精算は、日にちに余裕を持って管理人等にご相談下さい。
- ・トラブルの無いよう、清掃して退去するようご指導下さい。

外国人研究者の受入教員 各位

「島根大学外国人研究者」の受入れにかかる留意事項

企画部 国際交流課

本学は、学術研究の国際交流を推進する立場から、学内において外国人研究者制度を設け、外国人の研究者の受け入れを推進しております。国際化の進展に伴い、研究者の受け入れ希望も増えている中、稀に在留資格等で問題を生じ、研究活動や滞在自体に支障をきたす事例が見受けられます。

特に、外国人研究者の在留資格については、受入教員において確認し、受入れにあたっては、島根大学外国人研究者規則によるほか、下記の事項に留意の上、遺漏のないようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 当該外国人研究者が、本邦外にあるときは、必要に応じて予めビザを取得して来日するよう指導すること。また、渡航目的に合致した在留資格（通常、91日以上滞在の場合「文化活動」の在留資格になる。）及び在留期間の許可を得るよう指導するとともに、渡航手続きは受入れが決定した後すみやかに開始すること。
（注）短期在留資格からの入国後の在留資格変更申請はできないため、必ず、必要なビザを取得し、在留資格を得て来日するよう指導すること。
2. 当該外国人研究者が本邦内にあるときは、当該外国人の在留資格及び在留期間を確認し、受入れ目的に合致した在留資格及び在留期間を許可されている者、又は現に許可されている在留資格及び在留期間から受入れ目的に合致した在留資格及び在留期間に変更することが可能な者に限り受け入れること。
（注）特に、ポストドクレベルの本学の博士課程終了後の研究者受入れにあたっては、在留資格について「留学」から「文化活動」へ変更する必要がある。この変更に伴い、許可される滞在中の活動は異なるため注意すること。
3. 当該外国人研究者が家族を同伴して渡日する場合、家族の滞在については当該外国人研究者の責任であるが、受入教員は、当該外国人研究者の滞在中の受入れ者として、生活全般を含め外国人研究者の滞日環境の実情把握に努め、受け入れること。
4. 外国人研究者は、本邦滞在中は、在留資格として認められている以外の活動を行うことができない。「短期滞在」及び「文化活動」の在留資格においては、日本において報酬を得る活動はできないため、本学に受入れる外国人研究者については、本学において研究に従事することが渡日目的であることを十分認識し、アルバイト等の活動は行わないよう指導すること。
（注）但し、「文化活動」の在留資格において、報酬を受ける活動が語学指導など、技能を必要とし、本務にも有益と解釈でき得る活動については、最寄の入国管理局に資格外活動許可申請を行い、審査のもと許可される場合もある。この場合は、「留学」の在留資格と異なり、その活動ごとに事前に許可申請を行い、許可を受けて活動に従事する必要があるので注意すること。
また、外国人研究者の家族についても、同様に、「家族滞在」の在留資格では報酬を得る活動はできない。必ず、事前に資格外活動許可申請を入国管理局で行い、許可を受けてパートなどの活動に従事するよう指導すること。
5. 外国人研究者の受入れ期間を延長する場合においては、在留期間の更新が必要になる。在留期間の更新における入国管理局の審査は、現在与えられている在留資格に属する活動を継続して行うため、引き続いて在留する必要があると認められ、かつ外国人研究者としての活動範囲を逸脱していないか、生活等の状況及び受入れ側の状況等についても総合的に審査され、更新の諾否が決定されるので、受入期間の延長にあたっては、その点を留意すること。

島根大学外国人研究者規則

(平成16年島大規則第113号)
(平成16年4月1日制定)
〔平成18年12月19日一部改正〕
〔平成24年3月19日一部改正〕
〔平成24年8月31日一部改正〕
〔平成25年3月14日一部改正〕
〔平成26年3月19日一部改正〕
〔平成26年12月3日一部改正〕

(趣旨)

第1条 この規則は、島根大学(以下「本学」という。)における学術研究の国際交流を推進するため、本学において研究活動に従事する外国人の研究者(国立大学法人島根大学職員就業規則(平成16年島大規則第7号)第3条の勤務の契約による者及びその他の本学の規則において受入れが可能な者を除く。以下「外国人研究者」という。)の受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

(受入資格)

第2条 外国人研究者として受け入れることのできる者は、次の各号に掲げる者で、本学の教授、准教授、講師、助教若しくは助手に相当する身分を有する者又はこれに相当する研究業績を有する者とする。

- 一 政府間協定の交流事業に基づく外国人研究者
- 二 外国の大学、研究所その他外国の研究機関と本学との交流協定等に基づく外国人研究者
- 三 独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人国際交流基金その他の公的機関の交流事業に基づく外国人研究者
- 四 前各号に掲げるもののほか、本学における学術研究の国際交流を推進するうえで適当な外国人研究者

(受入手続等)

第3条 外国人研究者を受け入れようとする学部、研究科、医学部附属病院、機構及び山陰法実務教育研究センター(以下「学部等」という。)の教員は、当該学部等の審議機関の議を経て、別紙様式第1号により、学長に申請するものとする。

2 学長は、前項の申請に基づき、外国人研究者の受入れを決定したときは、その旨を当該学部等の長に通知するものとする。

(受入期間)

第4条 外国人研究者の受入期間は、協定等で別に定められている場合を除き、原則として1年以上1年以内とする。ただし、学長が特に必要があると認めた場合は、外国人研究者の受入期間を延長することができる。

2 前項ただし書に係る手続きは、前条の規定を準用するものとし、別紙様式第2号により行うものとする。

(受入教員)

第5条 学長は、外国人研究者の受入れに当たって、受入教員を定めるものとする。

(受入れの取消し)

第6条 学長は、外国人研究者が、教育研究その他本学の正常な運営に重大な支障を生じさせたときは、当該研究者の受入れを取り消すことができる。

(施設等の利用)

第7条 外国人研究者は、本学の教育・研究に支障のない範囲において研究遂行上必要な施設設備等を使用することができる。

(待遇等)

第8条 外国人研究者には、本学としては給与、旅費及びその他研究活動に要する経費は支給しない。ただし、学部等の長が必要と認めた場合は、旅費の全部又は一部について寄附金、科学研究費補助金(学術研究助成基金助成金を含む。)及び大学運営資金によりこれを支給することができる。

(受入れ報告)

第9条 受入教員は、外国人研究者の受入れを終了したときは、速やかに別紙様式第3号により学長に報告しなければならない。

(招へい教授の称号)

第10条 学長は、外国人研究者のうち、本学の教授と同等以上の資格があると認められる者で、学部等の長の推薦のあった者については、島根大学招へい教授の称号を付与することができる。

2 学部等の長は、前項の推薦をするときは、島根大学教員選考基準(平成16年島大規則第85号)に準拠するものとする。

(規則の遵守)

第11条 外国人研究者は、本学の諸規則を遵守しなければならない。

(外国に長期滞在する日本人研究者の受入れ)

第12条 外国に長期滞在する日本人研究者の受入れについては、この規則に定める外国人研究者に準じて取り扱うことができる。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、外国人研究者の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則施行前において、既に島根大学外国人研究者規則(平成15年島大規則第87号)により所定の手続を経ている外国人研究者については、この規則の規定による所定の手続を経たものとみなす。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年8月31日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年12月3日から施行する。

平成 年 月 日

島根大学長 殿

受入教員の所属・職・氏名

印

外国人研究者受入承認申請書

標記のことについて、下記のとおり外国人研究者を受け入れたいので申請します。

記

氏 名
FAMILY NAME Given Name

(フリガナ)
氏 名

国籍、生年月日
性 別

本国における
所属機関・職名

受 入 期 間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

本学における
研 究 課 題

旅 費 の 出 所 渡航費：
滞在費：

外国人研究者候補者

履歴書

氏名：

性別：

生年月日： 年 月 日

国籍：

現在の所属・職名：

現住所：

専門分野：

学歴：

職歴：

外国人研究者候補者（氏名を記入） 調査票

○本学における研究計画
（研究課題名、研究目的、研究方法、期待される成果を含むこと）

○研究期間

○研究者の概要

○研究業績（著書、論文等：年月日を含む）

<備考>

滞在経費が私費の場合は、どのように支弁するのかご記入ください。

※本人に十分な経費支弁能力（具体的金額等）があると確認がとれているなど

○滞在費等経費支弁について

安全保障輸出管理最高責任者 殿

届出者(受入教員): 所属:
 職名:
 氏名: _____ 印

外国人研究者の受入にあたって、次の通り確認しましたので届出いたします。

1. 外国人研究者の概要

氏名(フリガナ)		性別	
国 籍			
本国における 所属機関・職名			
受入予定部局 (学部・学科等)			
受 入 期 間	H 年 月 日 ~ H 年 月 日		
招 聘 理 由 *複数回答可	<input type="checkbox"/> 共同研究, <input type="checkbox"/> 研修, <input type="checkbox"/> 視察・見学, <input type="checkbox"/> 表敬訪問, <input type="checkbox"/> JSPS 事業, <input type="checkbox"/> 学会・セミナー等への参加(開催期間:H / / ~H / /), <input type="checkbox"/> その他()		

2. チェック項目

設問 1. 居住者の該非について	はい・いいえ
① 日本で雇用関係を既に結び、日本で勤務している研究者である ※社員証等の写しを添付のこと	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>
② 日本滞在6か月以上の人である	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>
・設問1①, ②のいずれかが「はい」に該当した場合、チェックはここで終了です。 受入可能 ・設問1①, ②の全てが「いいえ」の場合は設問2へ進んでください。	
設問 2. 外国人研究者の国籍・所属について	はい・いいえ
① 外国人研究者の国籍または所属(過去の経歴も含む)が以下に該当する。 ◇外国ユーザーリスト*掲載企業・組織 (アフガニスタン, パキスタン, アラブ首長国連邦, イスラエル, イラン, インド, 北朝鮮, シリア, 台湾, 中国, 香港の一部の企業・組織) <small>※外国ユーザーリストについては、経済産業省のホームページで最新のものをご確認ください。 http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html</small> ◇懸念国(北朝鮮, イラン, イラク) ◇国連武器禁輸国・地域(アフガニスタン, コンゴ民主共和国, コートジボワール, エリトリア, イラク, レバノン, リベリア, リビア, 北朝鮮, ソマリア, スーダン)	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>
【設問2①のいずれかが「はい」の場合は、以下のチェックも行ってください】	
1) 受入打診前に研究分野や内容を変更したり、頻繁に所属を変更(転職を繰り返す等)するなど、受入予定人物に不審な点がある。	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>
2) 受入予定人物が、将来本国に帰国し、軍事関連部門や軍需企業に就職することを今までの連絡から知っている。	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>
3) 提供技術が、兵器等の開発に用いられる、又は用いられる疑いがある。又は、受入予定人物が所属する(していた)機関が、兵器等の開発、製造、貯蔵を行っていることが、入手した文書等に記載されている。	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>
4) 入手した文書等によって、提供技術が核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発・製造・使用等に用いられる、又は用いられる疑いがあることを知っている。	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>
5) 受入予定人物が所属する(していた)機関が、外国の軍又は警察である。又は、これら機関等により、化学物質・微生物・毒素の開発等もしくは宇宙に関する研究に用いられる、又は用いられる疑いがあることを入手した文書等によって知っている。	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>
・設問2①のいずれかが「はい」に該当した場合、受入そのものを慎重に検討する必要がありますので予め部局総務または国際交流課にご相談ください。必要に応じて先方の履歴書等書類の提出や研究施設等に係る調査にご協力いただくこととなります。 ・設問2①の全てが「いいえ」に該当した場合、設問3に進んでください。	

設問3. 技術の提供について		はい・いいえ
<p>① 外国人研究者に対して、以下の適用除外項目に該当する技術提供が行われる</p> <p>1) 無償の経済協力等に関する二国間協定等 (ODA などの政府間協定) に基づいた場合</p> <p>2) 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する場合で以下のもの</p> <p>ア. 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する場合</p> <p>イ. 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する場合</p> <p>ウ. 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手可能な技術を提供する場合</p> <p>エ. ソースコードが公開されているプログラムを提供する場合</p> <p>オ. 学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手可能又は閲覧可能とすることを目的とする場合</p> <p>3) 基礎科学分野の研究活動において技術を提供する場合 ここでいう「基礎科学分野の研究活動」とは、自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう。</p> <p>4) 工業所有権の出願又は登録を行うため、当該出願又は登録に必要な最小限の技術を提供する場合</p> <p>5) 貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術であって必要最小限のものの場合</p> <p>6) プログラムの提供に付随して提供される使用に係る技術であって必要最小限のものの場合</p> <p>7) 市販のプログラムに関する場合</p>		<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> 2) が「はい」の場合、該当記号(ア)～(オ)を()に記入下さい(複数回答可)。 () <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 設問3①のいずれかが「はい」に該当した場合、チェックはここで終了です。 受入可能 ・ 設問3①の全てが「いいえ」の場合は設問3②へ進んでください。 		
<p>② リスト規制に該当する技術が提供される ※ハンドブックp10「リスト規制」の表にてご確認ください</p> <p>ハンドブック掲載先(学内サイト): http://intra.shimane-u.ac.jp/files/00096706/anzenhoshou_yushutukanri_handbook.pdf</p>		<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 設問3②が「はい」に該当した場合、経済産業省に役務取引許可申請をする必要があります。島根大学安全保障輸出管理実施細則別紙様式2の1の『該非判定書(技術)』を作成し、部局総務経由で国際交流課へ提出してください。受入については該非判定結果後に可否の決定となります。 ・ 設問3②が「いいえ」に該当した場合は設問3③へ進んでください。 		
<p>③ キャッチオール規制に該当する技術が提供される ※ハンドブックp12「キャッチオール規制」の表にてご確認ください</p> <p>ハンドブック掲載先(学内サイト): http://intra.shimane-u.ac.jp/files/00096706/anzenhoshou_yushutukanri_handbook.pdf</p> <p>【設問3③が「はい」の場合は、以下のチェックも行ってください】</p> <p>1) ホワイト国出身の人物である ※ホワイト国は以下の通り</p> <p>アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ルクセンブルク、英国、大韓民国</p>		<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 設問3③が「はい」でホワイト国出身者でない場合、経済産業省に役務取引許可申請をする必要があります。島根大学安全保障輸出管理実施細則別紙様式2の1の『該非判定書(技術)』を作成し、部局総務経由で国際交流課へ提出してください。受入については該非判定結果後に可否の決定となります。 ・ 設問3③が「いいえ」に該当した場合、チェックはここで終了です。 受入可能 		

※ 記入が終わりましたら所属部局総務へ提出してください。

【部局総務確認欄】

安全保障輸出管理に <input type="checkbox"/> 該当する (取引審査申請書の作成要) <input type="checkbox"/> 該当しない (受入可) 判定日:平成 年 月 日	部局長	部局総務

※『該当しない』の場合・・・島根大学外国人研究者の身分を付与しない受入の場合は、原本は各部局にて保管(5年間)のこと。
『該当する』の場合・・・輸出管理統括部署(国際交流課)に提出のこと。

【輸出管理統括部署 確認欄】

輸出管理 最高責任者 (学長)	輸出管理 統括責任者 (理事)	輸出管理責任者 (企画部長)	輸出管理統括部署		
			国際交流課		
			課長	課長補佐	課員
			研究協力課		
			課長	課長補佐	課員

平成 年 月 日

島根大学長 殿

受入教員所属・職・氏名

印

外国人研究者の受入期間延長について(申請)

平成 年 月 日付け島大国際第3－5号で承認のありました島根大学外国人研究者 について、下記のとおり受入期間を延長したいので申請します。

記

当初の受入期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

延長期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

本学における研究課題

受入期間変更理由

受入教員名（学部・職・氏名）

学部 ・ 氏名

旅費の出所

外国人研究者（氏名を記入）の研究経過と今後の研究計画

【研究経過】

【今後の研究計画】

平成 年 月 日

島根大学長 殿

受入教員の所属・職・氏名

印

外国人研究者の受入終了について（報告）

下記のとおり、島根大学外国人研究者の受入れを終了しましたので報告します。

記

（フリガナ） （ ）

氏 名

本国における
所属機関・職名

受 入 期 間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

本学における
研究課題・研究概要

【研究課題】

【研究概要】

(様式)

平成 年 月 日

島根大学長 殿

受入教員所属・職・氏 名

印

外国人研究者の受入期間変更について(申請)

平成 年 月 日付け島大国際第3-5号で承認のありました島根大学外国人研究者
について、下記のとおり受入期間を変更したいので申請します。

記

当初の受入期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

変更期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

本学における研究課題

受入期間変更理由

受入教員名 (学部・職・氏名)

旅費の出所

(様式)

平成 年 月 日

島根大学長 殿

受入教員所属・職・氏 名

印

証明書発行について (申請)

標記のことについて、下記外国人研究者に係る受入について証明願います。

記

氏 名	
国籍・生年月日	・ 年 月 日
性 別	
本国における 所属機関・職名	
受 入 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
本学における 研究課題名 (和文)	
(英文) ※英文での証明書発行の 希望の際、記入	
受 入 教 員 の 所属・学部・氏名	
申 請 理 由	
必 要 枚 数	和文 枚 ・ 英文 枚